



秋田県公報

目 次

告 示

- 皆伐面積の限度(五〇・森林整備課)……………1
- 都市計画の決定による送付図書の縦覧(五一・都市計画課)……………2
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(五二・都市計画課)……………2
- 道路区域の変更(五三・道路課)……………2
- 港湾法に基づく放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定(五四・港湾空港課)……………3
- 係留保管誘導区域の指定(五五・港湾空港課)……………3
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(五六・会計管財課)……………3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………4
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………4

告 示

秋田県告示第五十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

川口川	玉川	下流	雄物川	太平川	区	男鹿地	川	馬場目	三種川	水沢川	下流	米代川	阿仁川	中流	米代川	上流	保安林	単位とされる	同一の面積と	所在
二三八・二二	一、二二二・七六	五七三・二二	二一六・六七	四・八四	七・一〇	七・六〇	二四五・七四	五三・三〇	三三六・七九	七三六・九七	一〇二・三四	一、四九五・九七	一、七六二・九二	一、五九七・二六	七三・六二	二一七・九二	水源かん養土砂流出防備(ヘクタール)	保安林(ヘクタール)	面積(残存許容限度)	鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市
三三・九七	九八・三〇	六九・四八	五・七〇	七・一〇	七・六〇	八四・〇〇	七・六〇	三三・二〇	八四・〇〇	八三・二二	一〇二・三四	一、四九五・九七	一、七六二・九二	七三・六二	二一七・九二	七三・六二	保安林(ヘクタール)	保安林(ヘクタール)	面積(残存許容限度)	美郷町、大仙市、仙北市

由利本荘	秋田南	秋田北	湯上	男鹿	三種	能代	八峰	白雪川	上流	子吉川	下流	雄物川	皆瀬川	平鹿地
六・八八	二二三・三八	一・〇四	一・九〇	〇・四〇	一七・六二	九・二二	一八六・六九	五七三・〇〇	二二〇・五一	七二一・六〇	五二七・七三	四六二・一〇	五九・五五	横手市
由利本荘市	秋田市	湯上市	秋田市	男鹿市	三種町	能代市	八峰町	由利本荘市、にかほ市	由利本荘市、羽後町	由利本荘市	湯沢市、羽後町	湯沢市、横手市、東成瀬村	湯沢市、横手市	横手市

一 道路の区域

平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平洋	男鹿地区	馬場目川	三種川	米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流	秋田南	男鹿	三種	八峰	にかほ
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	防風保安林	飛砂防備保安林
二・五六	三・二六	四・七四	七・九〇	一・〇〇	一・二〇	四〇・五二	三三・四二	〇・九六	一・八二	二三・四二	〇・六四	〇・六二	一二・四六	〇・二四	〇・九六	〇・一〇
横手市	美郷町、大仙市、	仙北市	秋田市、大仙市	秋田市	男鹿市	井川町、	三種町	藤里町	北秋田市	大館市、北秋田市	鹿角市	秋田市	男鹿市	三種町	八峰町	にかほ市

秋田県告示第五十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、潟上市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十年二月一日

一 縦覧に供すべき図書
秋田県知事 寺田典城

五城目	本荘	皆瀬	田沢湖	角館	河辺	秋田	白雪川	子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆瀬川
"	"	"	"	"	"	保健保安林	"	"	"	"	"
二・三八	〇・二〇	〇・二八	二・五八	〇・六四	〇・六二	七・六四	二・九四	二・三四	一一・九六	三・五八	七・〇〇
五城目町	由利本荘市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本荘市	由利本荘市	湯沢市	湯沢市、東成瀬村

秋田県告示第五十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田都市計画地区計画(昭和工業団地地区計画)の決定の総括図、計画図及び計画書
縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

一 都市計画の種類
墓園

二 都市計画の案の名称
仁賀保都市計画墓園(一号仁賀保墓園)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 にかほ市平沢字団子坂の一部

四 都市計画の案の縦覧場所
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部用地課
(三) にかほ市金浦字花潟九十三番地一 にかほ市役所金浦庁舎建設部都市整備課
(四) にかほ市平沢字鳥ノ子淵二十一番地 にかほ市役所仁賀保庁舎 市民サービスセンター
(五) にかほ市象潟町字浜ノ田一番地 にかほ市役所象潟庁舎 市民サービスセンター

五 都市計画の案の縦覧期間 平成二十年二月一日(金) から同月十五日(金) まで

秋田県告示第五十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧			A	B		
県 道			大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八〇番一から七六番一まで	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番から七六番一まで	九・〇〇〇〇五五・〇〇	〇・七二九
			大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番から七六番一まで	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番から七六番一まで	一四・〇〇〇〇二六・五〇	二・〇一二
			大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番から七六番一まで	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部八一番から七六番一まで	一四・〇〇〇〇二六・五〇	二・〇一二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第五十四号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定により、次のとおりみだりに捨て、又は放置してはならない区域及び物件を指定し、平成二十年四月一日から施行する。平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

港湾名	指定する区域	指定する物件
秋田港	港湾区域及び港湾隣接地域 (別添図面のとおり。)	船舶
船川港		
本荘港		

「別添図面」は、省略し、その図面を国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所並びに知事公室情報公開センター、建設交通部河川砂防課及び港湾空港課、秋田地域振興局建設部、由利地域振興局建設部、秋田港湾事務所並びに船川港湾事務所に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第五十五号

秋田県港湾・河川の船舶利用適正化要綱第八條第一項の規定により、次のとおり係留保管誘導区域を指定し、平成二十年四月一日から施行する。平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

区分	港湾名	施設の名称	使用期限	施設の所在又は区域	暫定係留保管区域	本荘港	
						第一暫定係留施設	泊地
恒久的係留保管施設	秋田港	秋田マリーナ	無し	秋田市飯島字堀	秋田港	向浜野木場護岸泊地	平成二十年三月三十一日
	船川港	男鹿マリーナ		川崎市飯島字堀			
	本荘港	本荘マリーナ		由利本荘市石脇字田尻			

「別添図面」は、省略し、その図面を国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所並びに知事公室情報公開センター、建設交通部河川砂防課及び港湾空港課、秋田地域振興局建設部、由利地域振興局建設部、秋田港湾事務所並びに船川港湾事務所に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第五十六号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

第二暫定係留施設	トル幅員十メートルの区域
	由利本荘市観音町三十九地先水面のうち別添図面に示す延長四メートル幅員十メートルの区域

公 告

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変更後	変更前
秋田市御町三丁目六番三号 秋田地区交通安全協会	秋田市千秋明徳町一番九号 秋田地区交通安全協会

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポーツクラブあきた
- 三 代表者の氏名
渡辺 英直
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対してスポーツの振興と交流に関する事業を行い、スポーツ文化の発展と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
(一) 役員任期等

一 入札に付する物件の所在地、面積等
秋田県知事 寺田典城

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月一日

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
横手市大町				

二 契約条項を示す場所並びに入参加申込書の交付の場所及び期間

一	百七十九番 宅地	二九〇・一一〇〇〇	一四、〇七〇、〇〇〇
二	能代市向能代字トトメ	宅地	三、四九〇、〇〇〇
三	千五百十五番	五二九・〇七〇	〇〇〇

番号	場 所	期 間
一	秋田県平鹿地域振興局 総務経理課(電話〇一八二―三二―二九四)	平成二十年二月一日(金)から同月十八日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
二	秋田県山本地域振興局 総務経理課(電話〇一八五―五二―六二〇三)	平成二十年二月一日(金)から同月十九日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県平鹿地域振興局 庁舎 第一会議室	平成二十年二月十九日(火)午後一時
二	秋田県山本地域振興局 庁舎 第一会議室	平成二十年二月二十日(水)午後一時

- 四 入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)
- 五 入札参加申込みに必要な書類等

正 誤

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
法人の代表者印、法人の登記事項証明書
- 六 入札保証金に関する事項
入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- 七 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
- 八 その他
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

平成十八年十月十三日(第千八百十九号)掲載の秋田県告示第七百二十六号(道路区域の変更)(原稿誤り)
二ページの表中、

由利本荘市岩城滝俣字八舎田一一五番二から字八舎田一一七	区	間
は、		
番二まで		
区		間
由利本荘市岩城滝俣字久伝一一五番一から一一七番四まで	区	間

の誤り

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
Email: matsubara@natsubara.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄